

船橋市立学校体育施設開放 空調設備運用指針

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課

1 はじめに

令和6、7年度新たに学校の体育館や武道室に導入される空調設備については、近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防対策のため、学校開放登録団体においても試行的に使用出来ることとなりました。

しかしながら、空調設備を導入することは、スポーツ活動への快適な環境を提供する一方で、室外機等の排熱によるヒートアイランド現象や温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量が増えるなど、環境に負荷を与えてしまうという側面を持っています。

そのため、使用にあたりましては、本指針を踏まえ、適正かつ有効に使用していただくようお願いいたします。

なお、空調設備の使用料につきましては、試行期間のため無料といたしますが、試行期間内の使用状況等を踏まえ、今後の使用料徴収の有無を決定させていただきます。

また、空調設備の使用にあたり、各学校より特段の指示があった場合につきましては、従っていただきますようお願いいたします。

2 夏季の使用について

(1) 稼働期間

5月から10月を基本とします。

- 稼働期間に関わらず、室内の温度が28℃を超える場合は稼働しても構いません。なお、下記、環境省熱中症予防情報サイト等により暑さ指数が警戒(WBGT25)以上とされる場合は、期間及び室内温度に関わらず稼働できることとします。

- ▼環境省熱中症予防情報サイトで船橋市の情報を確認してください。

URL : <https://www.wbgt.env.go.jp/>



- 期間内であっても、不用意な稼働を避けて、光熱費の削減に努めてください。

(2) 空調設備の温度設定

28℃を基本とします。

- 利用者の体調等を加味しながら室温の調整をしてください。

運動時には、暑さ指数(WBGT)21未満が望ましいです。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

(3) 大型冷風機の活用について

- 上部の熱気が^{かくはん}攪拌しない程度に調整しながら、大型冷風機も併用してください。

(4) 換気について

- 体育館等の環境保持のため、適宜、扉や窓を開け十分な換気に努めてください。換気後は扉や窓を閉めてください。

(5) カーテン等の活用について

- 状況に応じてカーテン等で日射や外気熱を遮断し、効率よく室内を冷やすことで、エネルギーの節減に努めるようにしてください。

3 冬季の使用について

(1) 稼働期間について

12月から3月を基本とします。

- 室内の温度が18℃を下回る場合は、稼働を検討してください。
- 期間内であっても、不用意な稼働を避け、光熱費の削減に努めてください。

(2) 空調設備の温度設定について

18℃を基本とします。

- 設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因やエネルギーの無駄遣いにもつながりますので、適正な温度設定で稼働してください。

(3) ストープの使用について

- ストープの使用は、各学校の指示に従ってください。

(4) 換気について

- 体育館等の環境保持のため、適宜、扉や窓を開け十分な換気に努めてください。換気後は扉や窓を閉めてください。

(5) カーテン等の活用について

- 状況に応じてカーテン等を閉めて冷気を遮断し、また、陽が当たっているときは、眩しくない程度にカーテン等を開け、体育館内を暖め、エネルギーの節減に努めるようにしてください。

4 適正な運用

- 空調を稼働する際は、団体代表者（責任者）が行ってください。
- 責任者は、活動終了時に空調の切り忘れがないかを必ず確認し、使用状況を使用報告書に記入してください。
- 操作方法はリモコン付近の掲示を確認ください。

5 使用報告書の提出

- 各利用団体は、各学校に設置しております『【開放団体用】空調設備使用報告書』に、空調設備の利用実績を使用ごとに記入してください。
- 各学校開放運営委員会は、『【開放団体用】空調設備使用報告書』を確認の上、下記期日までに『【運営委員会用】空調設備利用状況報告書』を生涯スポーツ課にメールで提出してください。

4月から9月分（前期）・・・10月末日まで
10月から3月分（後期）・・・4月末日まで

また、様式については、下記市HPにて掲載しておりますのでご確認ください。

市HP：『学校体育施設の開放（運動場・体育館等）』

URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p009843.html>

- 各学校に設置しております『【開放団体用】空調設備使用報告書』が不足しそうな場合は、各学校開放運営委員会が上記市HPからダウンロードし、補充してください。

令和6年9月6日作成